

弁護士相談会を実施しております

消費生活センターでは、借金や住宅リフォーム、通信販売トラブルなどいろいろな相談を受け付けています。消費生活に関する問題は年々多様化・複雑化してきていますが、その中には弁護士に相談することで問題解決のきっかけをつかまれた方もいます。法律の専門知識を必要とする相談の適切な解決のために、長崎県弁護士会佐世保支部のご協力により、下記のとおり弁護士相談会を実施しております。

相談にかかる費用は無料です。ぜひ消費生活センターまでお問い合わせください。

■日 時 毎月第3火曜日 13:00~16:00

一件あたりの相談時間は30分間までです。

■場 所 消費生活センター（市役所本庁舎12階）

■費 用 無料

*弁護士相談には予約が必要です。

まずは消費生活センターまでお問い合わせください。



11月1日は計量記念日です

消費生活センターでは、相談業務のほかに「計量」に関する業務も行っています。

計量業務は、スーパーや病院などにあるはかりや体重計が正しいかどうかを検査するのが主な仕事です。

はかりが正しくなければ、消費者である皆さんが毎日買う肉や魚などの値段が変わってしまい、場合によっては皆さんが損をしてしまうこともあるでしょう。計量は皆さんの消費生活中に密接に関わっています。

計量の仕事内容を定めた現在の「計量法」が施行された平成5年11月1日にちなみ、11月1日は「計量記念日」となっています。

皆さんもスーパー等で買ってきた肉や魚の内容量が表示どおり正しく入っているかどうか、試しに計ってみてはいかがでしょうか？

また、消費生活センターでは、家庭用のはかりについて、正しい重さが計られているか無料で検査しております。お問い合わせは消費生活センターまで！



消費生活ニュース

No.174
H30.10発行

住宅補修や塗装の契約トラブルにご注意ください

●訪問販売や投げ込みチラシ広告による住宅補修や塗装などの勧誘

かつて新築だった我が家だが、長い年月が過ぎて傷みが出てきた。そろそろ手を入れた方がいいのでは・・・と考えていたときに、タイミングよく郵便受けにリフォーム業者のチラシが入っていた。外壁の補修や塗装を頼んだが、作業開始前に受けた説明と工事の内容や進み具合が異なっている。

突然やって来た業者から勧められた太陽熱温水器の修理をきっかけに高額な屋根瓦塗装の契約をしてしまったが、本当に必要な工事だったのだろうか、などといった相談が増えています。



事例1 「雨どいの掃除を格安で！？」（60代・女性）

昨日、高齢の両親宅に作業服を着た業者が訪れ、「近所の家の雨どいを掃除していたらお宅の雨どいに枯れ葉が詰まって汚れているのが見えた」と言われたそうだ。父の話によると業者は「2千円で掃除しますよ」と話し、屋根や水周りなどあちこち見て帰ったそうだ。このまま作業してもらって問題が起きないだろうか。私は他県で暮らしているので心配だ。2千円で作業すると言うが、さらに別の契約を勧められるきっかけになるのではないか。今のうちに断るべきだろうか。

アドバイス

格安で行う清掃などの作業を頼んだことをきっかけに、高額な補修や塗装、リフォームの契約につながる場合があります。このケースでもそのようになることが否定できません。また、このような勧説を受けて3千円に満たない金額の契約をし、現金で支払った場合はクーリング・オフの適用対象になりません。急ぐ必要がなければ慎重に判断した方がよいと考えられます。

佐世保市消費生活センター

佐世保市八幡町1-10（市役所12階）

※10月9日から平成31年4月（予定）までの間は13階に移ります。

☎ 0956-22-2591

■相談受付時間…8:30~17:15（お昼休み12:00~13:00）

■閉 所 日…土・日・祝日・年末年始

【相談をする際の注意点】

1. 相談は佐世保市民の方からのみお受けしております。
2. 事業者の方からの相談はお受けしておりません。

